

食品安全委員会第 420 回会合議事録

1. 日時 平成 24 年 2 月 23 日（木） 14：00～15：16

2. 場所 大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」について

- ・食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」の「サッカリンカルシウム」の使用基準の改正
(厚生労働省からの説明)

（2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ラクトフェリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストラック）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「LU11439 株を利用して生産されたりボフラビン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（4）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- ・「アスパラギン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「アラニン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「アルギニン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「グリシン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「グルタミン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「セリン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「チロシン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「バリン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ヒスチジン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・「メチオニン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ロイシン（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- （５）食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「エスプロカルブ」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「ノバルロン」に係る食品健康影響評価について
 - ・農薬「フェリムゾン」に係る食品健康影響評価について
- （６）食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成 23 年 8 月実施）の結果について
- （７）その他

4. 出席者

（委員）

小泉委員長、熊谷委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

（説明者）

厚生労働省 基準審査課 高橋課長補佐

（事務局）

栗本事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、坂本評価課長、北池勧告広報課長、
新本情報・緊急時対応課長、篠原リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）
- 資料 2－1 動物用医薬品専門調査会における審議結果について＜ラクトフェリン＞
- 資料 2－2 動物用医薬品専門調査会における審議結果について＜ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストラック）＞
- 資料 3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について＜LU11439 株を利用して生産されたリボフラビン＞
- 資料 4－1 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜アスパラギン＞
- 資料 4－2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜アラニン＞
- 資料 4－3 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜アルギニン＞

- 資料４－４ 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜グリシン＞
- 資料４－５ 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜グルタミン＞
- 資料４－６ 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜セリン＞
- 資料４－７ 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜チロシン＞
- 資料４－８ 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜バリン＞
- 資料４－９ 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜ヒスチジン＞
- 資料４－１０ 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜メチオニン＞
- 資料４－１１ 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について＜ロイシン＞
- 資料５－１ 農薬評価書（案）エスプロカルブ（第３版）
- 資料５－２ 農薬評価書（案）ノバルロン（第５版）
- 資料５－３ 農薬評価書（案）フェリムゾン（第２版）
- 資料６－１ 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成 23 年 8 月実施）の結果（要約）
- 資料６－２ 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成 23 年 8 月実施）の結果

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「第 420 回食品安全委員会会合」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。

また、厚生労働省基準審査課、高橋課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 420 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○井原総務課長 それでは資料の確認をさせていただきます。本日の資料は 20 点ございます。

資料 1 がいわゆる明らか不要についての厚生労働省からの照会文書。

資料 2－1 及び資料 2－2 が「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」。

資料 3 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

それから、資料 4－1 から資料 4－11 まだが「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」。

それから、資料５－１、資料５－２、資料５－３がそれぞれ「農薬評価書（案）」について。
資料６－１及び資料６－２が「食品安全モニター課題報告の結果について」でございます。
不足等ございませんでしょうか。

(１) 食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」について
--

○小泉委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する『食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき』について」です。

資料 1 にありますとおり、厚生労働大臣から 2 月 20 日付で食品衛生法第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品添加物等規格基準のサッカリンカルシウムの使用基準の改正について照会がありました。

それでは、厚生労働省の高橋課長補佐から説明をお願いいたします。

○高橋課長補佐 厚生労働省、高橋でございます。

まず、資料 1 をごらんいただきたいと思います。

本日は、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の「食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき」につきまして照会をさせていただきます。品目は「サッカリンカルシウム」でございます。サッカリンカルシウムの使用基準の設定に伴い、別添のとおり規格基準を改正することとさせていただきます。

2 枚目に別添として詳細を説明させていただいております。

まず、1 番の経緯でございますけれども、このサッカリンカルシウムは甘味料でございまして、今、新規指定の手続をしているところでございます。本品目につきましては、平成 18 年に厚生労働省より食品安全委員会に評価を依頼させていただきまして、平成 23 年 8 月に評価結果を頂戴しております。現在、指定の手続及び規格基準の設定の手続を進めております。今回、使用基準の設定につきまして法技術的に整備すべき事項が明らかとなりましたことから、今回、評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するかどうか照会をさせていただいております。

2 番でございます。今回の改正でございますけれども、食品衛生法の第 11 条第 1 項に基づきます規格基準のうち、添加物の使用基準の一般という項目がございまして、こちらのサッカリンナトリウムの使用基準について、以下のとおり改正すると書いてございます。

具体的には、現在サッカリンナトリウムという既に使われております甘味料につきまして、フラワーペースト類にサッカリンナトリウムを使用いたしまして、それをお菓子に使ったといった場合、最終的にお菓子に使ったとみなすという規定がございます。こちらにサッカリンカルシウムにつきまして追加させていただくというものでございます。

3 番でございますけれども、本改正につきましては、あくまでも法技術上の整備を行うものでございますので、食品健康影響評価を行う必要がないものということで今回照会させていただいております。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。

○村田委員 今のものは結構ですけれども、次のページの参考資料のところにカルシウムの使用基準とあるので、これを簡単に説明していただけますでしょうか。

○高橋課長補佐 それでは、サッカリンカルシウムの使用基準につきまして御説明させていただきます。

平成 18 年に食品健康影響評価を依頼させていただいたと申し上げましたが、そのときにつけていただいた基準と同じでございます。サッカリンカルシウムを使用することができる食品いたしまして、アイスクリーム類やお菓子の原料でございますフラワーペースト等をこちらで規定してございます。

その下にいくつか数字が出てくるところがございますけれども、各食品についてどれぐらいの量を残存してよいかという規定がございます。個別の説明は省略させていただきますけれども、現在、この案につきまして、既に評価をいただいているという状況でございます。

○小泉委員長 よろしいでしょうか。

○村田委員 下から 2 行目の「これらの食品以外の食品及び魚介加工品の缶詰又は瓶詰」と書いてある、「これらの食品以外の食品」というのは、上で認められている食品の中で、ここに書いてあるもの以外という意味ですか。

○高橋課長補佐 そのとおりでございます。

○村田委員 ありがとうございます。

○小泉委員長 ほかに御質問ございませんか。

○長尾委員 サッカリンカルシウムの説明ですけれども、今回のことで摂取量が増えるとかという、そういうことには関係しそうですか。

○高橋課長補佐 摂取量につきまして、今回の改正で増えるというものではございません。評価をお願いした時点でフラワーペーストへもお菓子へも使うという可能性があるということで評価をいただいていると認識しております。

○小泉委員長 よろしいですか。長尾さん、いいですか。

○長尾委員 はい。

○小泉委員長 そうしますと、サッカリンナトリウムとサッカリンカルシウム、両方使う場合も 2 g/kg 以下で、例えばこうじ漬けでしたらそういうようになるということでよろしいでしょうか。

○高橋課長補佐 はい。御指摘のとおりでございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございませんか。よろしいですか。

それでは、ただ今の厚生労働省からの説明を聞いた限りにおきましては、本件は、添加物サッカリンカルシウムの使用基準の設定に伴い、法技術上の整理を行うものであり、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○小泉委員長 高橋課長補佐、どうもありがとうございました。

(2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本2件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当委員の熊谷さんから説明をお願いいたします。

○熊谷委員 それでは概要について説明します。

「ラクトフェリン」、それから「ラクトフェリン」を有効成分とする牛の乳房注入剤（マストラック）につきまして、まとめて説明します。

資料2-1の4ページをごらんください。この要約に沿って説明します。

本製剤は、分娩直後の乳房炎発生率の低減を目的として使用されます。日本ではラクトフェリンを有効成分とする動物用医薬品は承認されておられません。今回、新たなラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストラック）の承認申請があり、それに伴い評価要請があったものです。

まず、本製剤の主剤につきまして要約に沿って御説明します。

ラクトフェリンは、ヒト、牛等の哺乳動物において主に乳汁中に存在する糖タンパクです。ラクトフェリンは、*in vitro* の復帰突然変異試験で陰性であり、各種動物における毒性試験の結果から得られた NOEL は、ラットを用いた4週間及び13週間亜急性毒性試験における最高用量の2,000 mg/kg 体重/日でした。

ラクトフェリンは、ヒトにおいて特異 IgE 抗体の頻度の増加が報告されておりますけれども、酸性条件下でペプシンにより加水分解されることから、ヒトが経口摂取した場合のアレルゲン性は比較的高いものではないと考えられました。また、ラクトフェリン製剤の薬物動態試験と残留試験から、ラクトフェリンが動物用医薬品として投与された牛に由来する乳や肉等の畜産食品中に通常含まれる以上のラクトフェリンが含有される可能性は低いということ、さらに、ラクトフェリン濃縮物が食品添加物として使用されているほか、食品としてヒトが日常的に摂取してきているものであ

ることから、動物用医薬品として適切に使用されたラクトフェリンがアレルギーを含む畜産食品のリスクを増大させることはないものと考えられました。

以上のことから、主剤のラクトフェリンにつきましては、動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性を無視できると考えるとしております。

その製剤の評価になりますけれども、資料２－２の４ページの要約に沿って御説明しますが、主剤につきましては、先ほどの説明のとおりとなります。本製剤に使用されている添加剤につきましては精製水のみであり、本製剤の含有成分の摂取による健康影響は無視できると考えられます。残留試験ではラクトフェリン濃度は本製剤投与分房と非投与分房の間に有意差は認められませんでした。

以上のことから、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるとしております。

その他、詳しくは事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料２－１及び資料２－２に基づきまして補足の御説明をいたします。

まず、資料２－１をお願いいたします。資料２－１の５ページをお願いいたします。

こちらの上の方の１．用途でございますように、このものは乳房炎用剤ということでございます。

４．使用状況等でございますが、この半ばにありますように、国内外でラクトフェリンを有効成分とする動物用医薬品の承認はないということでございます。このものは牛乳中に通常含まれているほか、食品、化粧品等に使用されているということでございます。今般、牛の分娩直後の乳房炎発生率の低減を目的とした、このものを有効成分とする牛の乳房注入剤の承認申請があったということで、食品健康影響評価の要請があったものでございます。

５ページの下の方から、ローマ数字のⅡ．としまして安全性に係る知見の概要となっております。

最初に、６ページの上の方からになりますが、薬物動態試験について整理がなされております。資料をめくっていただきまして７ページの（５）薬物動態試験、こちらでは、牛の乳房内投与でございますが、血清中ラクトフェリン濃度について検討されておりまして、８ページに記載がございまして、その濃度には個体差が認められたということでございますが、２倍量投与でも投与前の値と投与後の各時点の値に有意差はなかったということでございます。

８ページの半ばからの（６）の試験では、泌乳中期の牛を対象とした試験でございまして、乳房

内投与後の乳汁中ラクトフェリン濃度について検討されておりまして、投与後 8 時間でほぼ投与前の濃度に低下し、投与後 48 時間で上昇したというデータがあったということでございます。

9 ページから、2. として残留試験がございます。

(1) の試験では、文章の記載は 10 ページになりますが、2 倍量投与も含めまして一般的な牛の初乳中濃度を超えたのは 1 個体のみということで、また、各時点における無処置分房と投与分房の間で濃度に差は認められていないということでございます。

10 ページの下の方からの (2) の残留試験でも、(1) の試験と同様の成績が示されているところでございます。

12 ページから 3. として遺伝毒性試験がございます。*in vivo* 試験は行われておりませんが、復帰突然変異試験の結果は陰性ということでございました。

13 ページから 4. といたしまして急性毒性試験がございまして、ラットの試験での致死量は 2,000 mg/kg 体重以上と考えられております。

5. といたしまして亜急性毒性試験がございます。こちらでは (1) でラットでの 4 週間試験、(2) でラットでの 13 週間の試験がございまして、NOAEL はともに最高用量である 2,000 mg/kg 体重/日と考えられております。

15 ページから 6. として慢性毒性試験及び発がん性試験の項目がございます。発がん性試験は実施されていないということでございます。

その下の方に 7. として生殖発生毒性試験がございます。こちらでもラクトフェリンの試験成績はなく、ラクトフェリンを含みます MBP のラットでの試験成績が参考データとしてございますが、こちらでは投与に関連した奇形等は認められていないということでございます。

16 ページから 8. として一般薬理試験がございます。こちら、16 ページの下の方の (4) の薬理作用については、このものが抗菌作用を示すということが報告されているということでございますが、このページの最後の方にありますように、ヒトの腸内細菌叢のビフィズス菌に対する菌の増殖抑制効果はないということが報告されているということでございます。

17 ページの下の方から、9. としてヒトへの影響がございます。18 ページに (2) としてアレルギー性について検討されております。このものは牛乳中の食品アレルギーの一つと考えられておりますが、19 ページの上の方に記載がございますように、ラクトフェリンは酸性条件下でペプシンにより速やかに加水分解されたということでございます。

19 ページの下の方から、ローマ数字のⅢ. として食品健康影響評価がございます。試験成績等を整理されまして、21 ページの 4. に結論的な記載がございますが、内容は熊谷委員から御説明

いただいたとおりでございます。

続きまして、資料２－２でございます。こちらはラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤であるマストラックという動物用医薬品の評価書（案）でございます、４ページをお願いいたします。

このものの、添加剤等につきましては、４．にございますように溶剤として精製水が使用されているということでございます。

５．開発の経緯の３段落目にございますように、ラクトフェリンには分娩直後の乳房炎発生率の低減が期待できるとして、本製剤が開発されたということでございます。

５ページから残留試験がございますが、先ほどの資料の試験成績と同じものでございまして、８ページの半ばから下のところに、３．として牛に対する安全性という項目がございます。（１）の試験では、この製剤の投与に起因する変化は認められていないということでございます。

９ページに（２）として臨床試験がございます。計 104 頭で臨床試験が行われまして、一般状態の異常や有害事象は認められなかったということでございます。

Ⅲ．食品健康影響評価は熊谷委員から御説明いただいたとおりでございます、以上の２件につきましては、本日の委員会終了後、３月 23 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本２件につきましては意見・情報の募集手続に入ることといたします。

（３）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

○長尾委員 それでは、資料３の２ページの要約に沿って概要を説明します。

本食品添加物は、リボフラビンの生産性を高めるため、*Ashbya gossypii* LU3178 株由来の突然変異株を宿主として、*A. gossypii* ATCC10895 株由来のリボフラビンの生合成に関与する遺伝子の導入を行った LU11439 株を利用して生産されたリボフラビンです。

LU11439 株には、遺伝子挿入に用いられたベクター由来の DNA は検出されず、導入された目的遺伝子は宿主と同じ *A. gossypii* に由来します。したがって、専門調査会においては、遺伝子組換え微生物を使用して製造された添加物の安全性評価基準において、「組換え DNA 技術によって最終的に宿主に導入された DNA が、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物の DNA のみである場合」に該当することから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断しました。

以上です。追加等については事務局からお願いします。

○坂本評価課長 それでは、資料 3 の 3 ページをお願いいたします。3 ページ以降、補足の御説明をさせていただきます。

このものは、LU11439 株を利用して生産されたリボフラビンでございます。このものは、本年 1 月に厚生労働大臣から至急の評価要請があった品目でございまして、評価対象添加物の概要にございますように、生産性を高めるため、遺伝子組換え微生物を用いて生産されたリボフラビンということでございます。

リボフラビンは食品添加物として指定されておりまして、成分規格が食品添加物公定書に収載されております。

このものの生産菌であります *Ashbya gossypii* の病原性は知られておらず、有害生理活性物質を生産するという報告もございません。リボフラビンの生産菌として工業的に用いられているということでございます。

ローマ数字のⅡ. の食品健康影響評価でございます。

1. では、挿入 DNA が宿主と同一の種由来の DNA であること、それから、導入されましたカナマイシン耐性遺伝子は除去されていること、構築された DNA 断片の塩基数及び塩基配列は明らかになっていることなどが記載されております。

2. では、ベクター由来の DNA が混入されていないことがサザンブロット分析で確認されていること、それから、記載は 4 ページになりますが、導入されました目的遺伝子の塩基配列は *A. gossypii* 由来であること、それから、挿入 DNA 断片の作製に用いられたマルチクローニングサイト等に由来する配列が複数残存しており、このため、ノーザンブロット分析及び挿入 DNA 等の塩基配列の情報を検討した結果が提出されておりまして、ノーザンブロット分析が行われた配列につい

ては転写されていないことが確認されており、塩基配列の情報等も含めて検討した結果、問題はないという判断がなされたものでございます。

以上の結果から、評価基準の対象ではないと判断されております。

本件につきましては、本日の委員会終了後、表紙にありますように3月23日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。

○村田委員 質問ではないのですが、この生産菌、*Ashbya gossypii* というのは余り聞きなれない名称ですが、これは部会でも出ていましたけれども、これは、いわゆる細菌、バクテリアではなくて、これは糸状菌で、全遺伝子も読まれていまして、いわゆる出芽酵母、サッカロマイセスセレビシエと学的には類縁の菌なので、そういう意味では工業的に安全な菌ということが言えるんじゃないかと思いますので、つけ加えておきます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ほかに何かコメントとかありますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本 11 件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されております。

まず、担当委員の熊谷さんから説明をお願いいたします。

○熊谷委員 この対象外物質は、農薬、動物用医薬品、飼料添加物として用いられる物質のうち、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づいて、ヒトの健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質のことです。ポジティブリスト制度導入に伴って暫定的に

定められた 65 の物質のほかに、平成 21 年に 1 物質が追加されました。暫定的に定められた対象外物質のうち 33 物質について、平成 22 年 2 月に評価要請がありまして、今回は、そのうち動物用医薬品や飼料添加物として用いられるアミノ酸 11 物質について、各種評価書等を用いて食品健康影響評価を実施したものであります。

その 11 物質の内訳としましては、「アスパラギン」、「アラニン」、「アルギニン」、「グリシン」、「グルタミン」、「セリン」、「チロシン」、「バリン」、「ヒスチジン」、「メチオニン」、「ロイシン」です。いずれもアミノ酸ということで、評価の内容はほぼ同様の結論となっていますので、資料 4－1「アスパラギンの評価書（案）」の要約の部分を基に説明します。

これらのアミノ酸は、いずれもタンパク質の構成アミノ酸でありまして、ヒトは通常、これらのアミノ酸を含むタンパク質を食品から多量栄養素として摂取しています。動物に投与されたアミノ酸は、過剰になったとしても動物体内で代謝され、蓄積されることはないことから、食品を通じて動物用医薬品や飼料添加物由来のアミノ酸をヒトが過剰に摂取することはないものと考えられます。また、アミノ酸は、これまでの使用実績におきましても安全性に関する問題は見られておりません。

以上のことから、これらのアミノ酸が動物用医薬品や飼料添加物として通常用いられる限りにおいては、食品に残留することによってヒトの健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられます。

その他、詳細は事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、資料 4－1 から資料 4－11 に基づきまして補足の御説明をいたします。アミノ酸系の対象外物質 11 品目の評価書案でございます。

資料 4－1 の 4 ページをお願いいたします。このページの上の方に 1. として用途とございますが、このものは国際的には、動物用医薬品、飼料添加物としての用途があるということでございます。

4 ページの下の方の 7. 使用目的及び使用状況等でございますが、アスパラギンはアミノ酸の一つでございまして、我が国では動物用医薬品としての承認や飼料添加物としての指定はなされておられません。

次のページになりますが、食品添加物としては、L-アスパラギンの使用が認められているということでございまして、使用基準は定められていないということでございます。この他のアミノ酸につきましても、L 体等の規定等の相違はあるものもございまして、同様の状況でございます。

今、熊谷委員から御説明がありましたように、このものは、食品に残留する農薬等のポジティブ

リスト制度の導入に伴って、いわゆる対象外物質として暫定的に定められたものでございます。暫定的に定められたということで、事後に食品健康影響評価が必要であって評価要請がなされたということでございます。

5 ページの半ばから、ローマ数字のⅡ．として安全性に係る知見の概要でございます。

こちらの 1．で吸収・分布・代謝・排泄に関する情報を整理しておりまして、過剰のアミノ酸は蓄積されないこと等が記載されております。

2．といたしまして毒性に関する知見で、毒性関係の情報を整理しております。（1）の急性毒性試験にありますように、LD₅₀ が 16,000 以上ということで急性毒性は低く、（2）の遺伝毒性試験についても陰性という結果でございました。

6 ページには、3．国際機関における評価の概要で関連情報を整理しております。アスパラギンの前駆体でありますアスパラギン酸についての情報を整理しているということでございますが、特に何か問題が指摘されているというようなことではございません。

ローマ数字のⅢ．の食品健康影響評価では、このものがタンパク質の構成アミノ酸であり、ヒトが通常摂取しているということ、動物体内に蓄積することはないことから、食品を通じた動物用医薬品及び飼料添加物由来のアスパラギンを過剰に摂取することはないものと考えられること等が記載されておりまして、熊谷委員から御説明いただいた結論が記載されております。

なお、このものにつきまして、次の 7 ページに略語表をつけておりますが、JECFA の説明が抜けておりましたので、その点を修正、追記したものをホームページに掲載したいと考えております。

次に、資料 4－2 をお願いいたします。「アラニン」に関する評価書（案）でございます。

こちら 4 ページをお願いいたします。1．の用途ですが、国際的には動物用医薬品及び飼料添加物としての用途があるということでございます。

4 ページの下の方から、7．として使用目的及び使用状況等がございまして、次のページになりますが、国内では動物用医薬品としては承認されていませんが、飼料添加物としては DL-アラニンが、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に指定されているという状況でございます。

ローマ数字のⅡ．の安全性に係る知見の概要では、6 ページの 2．毒性に関する知見では、（2）の亜急性毒性試験で、混餌投与でのラット 26 週間亜急性毒性試験の NOAEL が 5,000 mg/kg 体重/日とされたといった情報が記載されております。

（3）遺伝毒性試験では、後段に姉妹染色分体交換試験は陽性という情報がございまして、これらの試験の不備や、用量依存性がないことから、EFSA ではこの結果は結論付けられないとされているということを記載されております。

次の（４）のヒトにおける知見も、かなり高用量におけるものでございます。

７ページに、ローマ数字Ⅲ．として食品健康影響評価がございますが、内容は先ほどのものと同様でございます。

次に、資料４－３をお願いいたします。「アルギニン」に関する評価書（案）でございます。

こちら４ページをお願いいたします。１．の用途にありますように、動物用医薬品、飼料添加物として国際的に使用されております。

４ページの下の方から、７．として使用目的及び使用状況等がございます。記載は５ページになりますが、日本では牛及び馬の動物用医薬品として L-アルギニン塩酸塩を有効成分とする製剤が承認されているということ、それから、L-アルギニンが飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的に飼料添加物として指定されているということでございます。

Ⅱ．安全性に係る知見の概要につきましては、６ページの上の方の（２）亜急性毒性試験で、ラットでの 13 週間混餌投与での NOAEL が 3,320 mg/kg 体重／日であったということと、別の試験では 3,131 mg/kg 体重／日という NOAEL が求められたということがございます。

７ページに食品健康影響評価がございますが、先ほどのものと同様の評価結果でございます。

資料４－４は「グリシン」に関するものでございます。

こちら、４ページにありますように、用途は、動物用医薬品、飼料添加物として国際的に使われているということでございます。

５ページに記載がございますが、日本では動物用医薬品として製剤が承認されており、飼料添加物としての指定もあるという状況でございます。

ローマ数字のⅡ．の安全性に係る知見の概要では、２．の毒性に関する知見の（１）急性毒性試験で LD₅₀ が約 3,340 mg/kg 体重という情報がございました。

（２）等では、NOAEL の設定はできておりませんが、かなり高用量の試験成績があったという情報が記載されております。

７ページのローマ数字のⅢ．の食品健康影響評価は、これまでのものと同様でございます。

資料４－５が「グルタミン」に関する評価書（案）でございます。

こちら、４ページ、１．の用途にありますように、国際的には動物用医薬品、飼料添加物としての用途があるものでございます。

４ページの一番下のところからですが、日本では動物用医薬品としての承認や飼料添加物としての指定はないということでございます。

次の５ページの下の方から毒性に関する知見がございます。６ページに記載がありますが、

(2) 亜急性毒性試験では、ラットの 13 週間混餌投与試験での NOAEL として雄で 833 mg/kg 体重/日という情報があったということでございます。

食品健康影響評価は 7 ページでございますが、これまでのものと同様でございます。

資料 4－6 は「セリン」でございます。

こちらも 4 ページをお願いいたします。こちらの 1. の用途にありますように、このものは国際的に動物用医薬品としての用途があるということでございます。

4 ページの下の方に記載がございますが、我が国では動物用医薬品として承認されていないということでございます。

5 ページ以降、Ⅱ. 安全性に係る知見の概要でございます。2. 毒性に関する知見では、NOAEL の設定ができるような試験成績はございませんで、6 ページでは、(3) としてヒトにおける知見として、ヒトの経口摂取による不快症状はほとんど報告されていないということが記載されております。

食品健康影響評価につきましては、これまでのものと同様でございます。

資料 4－7 は「チロシン」でございます。

こちらも 4 ページの用途では、動物用医薬品及び飼料添加物として国際的に使われているということでございます。

5 ページの上の方に記載がございますが、日本では動物用医薬品としての承認や飼料添加物の指定はないということでございます。

ローマ数字のⅡ. の安全性に係る知見の概要の 1. では、チロシンの代謝障害に関する情報についても記載をされております。

6 ページから 2. として毒性に関する知見がございます。(2) の生殖発生毒性試験では 500 mg/kg 体重/日で所見が報告されているということがございます。

6 ページの下の方の(5) のヒトにおける知見では、100 mg/kg 体重のチロシンの投与で異常はみられていないということでございます。

7 ページの食品健康影響評価は、これまでのものと同様でございます。

続いて、資料 4－8 をお願いいたします。資料 4－8 は「バリン」でございます。

こちらも 4 ページの用途にありますように、国際的には動物用医薬品、飼料添加物としての用途があるものでございます。

4 ページの下の方に記載がございますが、日本では動物用医薬品としての承認はございませんが、飼料添加物として指定されているということでございます。

5 ページの下の方に、2. として毒性に関する知見がございます。（1）亜急性毒性試験では、ラットでの 13 週間混餌投与で雌で NOAEL として 1,850 mg/kg 体重/日が求められております。

6 ページの下の方に食品健康影響評価がございますが、これまでのものと同様でございます。

資料 4-9 が「ヒスチジン」でございます。

こちらにつきましては、4 ページに 1. として用途がございますが、動物用医薬品として国際的に使われているということでございます。

4 ページの下の方に、日本では動物用医薬品としての承認がないということが記載されております。

5 ページの 2. 毒性に関する知見の（1）亜急性毒性試験では、ラット混餌投与試験、13 週間試験について、6 ページの上の方ですが、NOAEL として 1,630 mg/kg 体重/日というデータがあったということでございます。

6 ページの半ばのヒトに関する知見では、1 日 24~64 g という高い用量の投与で不快症状が観察されたということでございます。

7 ページに食品健康影響評価がございますが、これまでのものと同様でございます。

こちらにつきましては、8 ページの略語表の下から 4 番目に LD₅₀ の略語がございますが、こちらは不要なものですので削除いたします。こちらについては、資料 4-10 に LD₅₀ を入れないといけませんので、資料 4-10 には LD₅₀ の略語を入れて修正をさせていただきます。

資料 4-10 が「メチオニン」に関する評価書（案）でございます。

こちら 4 ページをお願いいたします。1. の用途としては、動物用医薬品、飼料添加物ということでございます。

記載は 5 ページになりますが、5 ページの上の方にありますように、日本では動物用医薬品として承認されているものがあるということ、飼料添加物としても使用されているということでございます。

6 ページの毒性に関する知見では、（2）の亜急性毒性試験でラットでの混餌投与による 10 週間試験での NOAEL が 2,000 mg/kg 体重/日とされております。

7 ページ以降、食品健康影響評価がございますが、これまでのものと同様でございます。

資料 4-11 「ロイシン」についてでございます。

こちらは、4 ページにありますように動物用医薬品として国際的な用途があるということでございます。

4 ページの下の方ですが、日本では動物用医薬品として牛及び馬への製剤が承認されているとい

う状況でございます。

5 ページの毒性に関する知見、下の方になりますが、こちらの（２）の亜急性毒性試験では、ラット 13 週間混餌投与試験で NOAEL は雄で 3,330 mg/kg 体重/日であったということでございます。

6 ページから食品健康影響評価がございますが、これまでのものと同様でございます。

以上の 11 件につきましては、本日の委員会終了後、3 月 23 日まで国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんか。よろしいですか。

資料 4-2 の「アラニン」ですが、資料の 6 ページ、ヒトにおける知見というところがございしますが、この内分泌研究、ヒト試験だと思うのですが、ヒトに数日間、50 g 投与したということですが、経口だと分かるのですが、静脈内投与で毎日 50 g を数日間投与したということで間違いないのでしょうか。ちょっと量が多過ぎるような気がします。

○坂本評価課長 引用している文献を確認いたしますが、多分こう書いてあったのではないかなと思います。確認いたします。

○小泉委員長 治療上で実際にこれぐらい加えることがあり得るのかどうか、検討して、余りにもおかしい表現であれば省いたほうがいいかと思います。糖なんかは 10% ぐらい入れるのはあるのですが、一種のアミノ酸を多量に入れて大丈夫なのかという気がします。長尾さん、どうですか。

○長尾委員 よく分かりませんが、ちょっと多いような気がしますね、ダイレクトに入れたらいいのではないのでしょうか。

○小泉委員長 では、確認をお願いいたします。

それから、資料 4-7 の「チロシン」ですが、資料の 5 ページに代謝異常症、高チロシン血症、いわゆる代謝異常疾患で生まれたときに調べるものですが、これはここにわざわざ書く必要があるのかどうか、これも、ヒトの場合は生まれたときに、すべて尿とか血液で、マススクリーニング法というのが行われておりましてすべて検査することになっておりますので、牛に飼料として添加し

たものについて、わざわざヒトの知見のチロシン代謝異常症をここに書く必要はないと思います。
といいますのは、チロシンは書いてあるのですが、ヒスチジンも同じような代謝疾患が多分あった
と思うのですが、そこには書かれていないということでアンバランスなところがありますので、む
しろ飼料として使うのであれば、ヒトのチロシン血症については省けばどうでしょうか。

○廣瀬委員 その件ですけれども、高チロシン血症というのは、たしか新生児だけではなくて、動
物では農薬でも高チロシン血症というのを起こす剤があって、角膜等に特殊な変化が起こるとい
うことがあったと思うんですね。ですから、このチロシンというのは、アミノ酸の中でも毒性がある
という点でかなり特殊なアミノ酸になると思いますので、そういう場合には、やはりヒトでこうい
うような病態が起こるということを書いておいたほうが、いいと思いますけれども。

○小泉委員長 動物の知見なら分かるのですが。

○廣瀬委員 ヒトでもそういうことがたしか言われていたと思います。

○坂本評価課長 ヒスチジンの御指摘もありますので、一度、この参照に戻りまして確認をいたし
ますが、どういたしましょうか、パブリックコメントを行いながら確認するということによろしい
でしょうか。

○小泉委員長 はい。行いながら結構です。恐らくヒトの場合は、生まれたときにスクリーニン
グを全員について行っていますので、そこで一応対応ができていていると思っております。

○坂本評価課長 それでは、御指摘の点は並行して確認をさせていただくということによろしいで
しょうか。

○小泉委員長 よく調べてください。

ほかに御意見・御質問ございませんか。

○村田委員 それぞれの評価書の質問ではないんですけれども、いずれもヒトの健康を損なうおそ
れがないことが明らかであるものとして対象外物質とされているということなんですけれども、こ

ういったものはまだこれからいくつもあるんでしょうか。

○坂本評価課長 冒頭、熊谷委員から御説明いただいたように、まだ残っていたはずです。

○村田委員 分かりました。では、同じように行っていくという予定ですか。

○坂本評価課長 アミノ酸系につきましては今回まとめて行っていますので、ほかのものについて、順次評価を行っていくことになります。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○小泉委員長 ほかに御質問ございませんか。

それでは、ないようでしたら、本 11 件につきましては意見・情報の募集手続に入ることといたします。

先ほどの件についてはそのまま出しますか。

○坂本評価課長 必要に応じて専門調査会の先生方に御相談するということになりますが、とりあえずはこのままで、並行して修正する、しないを含めて検討してはいかがかと思っていますが、いかがでしょうか。

○小泉委員長 いかがですか。

○熊谷委員 今おっしゃられたような対応が最も妥当ではないかと思います。よろしくお願いします。

○小泉委員長 では、そういうことで、このまま出すということにいたします。

(5) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬 3 件に関する健康影響評価についてです。本 3 件につきましては、昨年 6 月 16 日、第 386 回委員会会合におきまして厚生労働省から評価依頼があった際に、既に食品健康影響評価の結果を有しているため、平成 21 年 10 月 8 日付の食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第 24 条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に基づきまして検討を行い、委員会において審議し、必要に応じて評価書を改訂することとしておりました。本日、その審議を行いたいと思います。

まず、担当委員の廣瀬さんから説明をお願いします。

○廣瀬委員 今回の「エスプロカルブ」、「ノバルロン」及び「フェリムゾン」につきましては、本委員会直接審議していただくために農薬評価書の案を本日の資料として提出いたします。

本 3 件について新たに提出された試験成績は作物残留試験のみの結果であり、それぞれの ADI の変更はございません。

詳しくは事務局のほうから説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、資料 5－1 から資料 5－3 に基づきまして補足の御説明をいたします。

まず、資料 5－1 をお願いいたします。「エスプロカルブ」という農薬の評価書の第 3 版でございます。こちらの 8 ページをお願いいたします。

7. 開発の経緯にございますように、このものは除草剤でございまして、今般、大麦への適用拡大申請があったということでございます。

3 回目の評価ということでございますので、主な変更点を御説明いたしますと、まず 9 ページをお願いいたします。ラットでの血中濃度推移に関しまして、9 ページの半ばにあります表 1 中に AUC の情報を追記しております。

17 ページをお願いいたします。6. 作物等残留試験では、大麦を用いた作物残留試験成績が提出されておまして、大麦の脱穀した種子でのデータにつきましては、いずれの化合物も定量限界未満であったということでございます。

18 ページに（3）として推定摂取量の項目がございます。こちらの表 10 の下の 2 行目に記載がございますように、大麦のデータはすべて定量限界未満であったため、摂取量の計算に含めていないということでございまして、表 10 につきまして内容の修正はないということになります。

そして、29 ページから食品健康影響評価でございます。今回の経緯や毒性所見の追記等、最近

の評価書に做ったところがございますが、ADI 等に変更はございませんで、31 ページにありますように ADI は 0.01 mg/kg 体重/日ということでございます。

次に、資料 5-2 をお願いいたします。「ノバルロン」の農薬評価書の第 5 版でございます。

9 ページをお願いいたします。下の方の 7. 開発の経緯にありますように、このものは殺虫剤でございます。記載は 10 ページになりますが、今般、だいこん、はくさい等への適用拡大の申請があったということでございます。

主な変更点といたしましては、11 ページに表 1 としてラットの全血中及び血漿中薬物動態学的パラメータの表がございしますが、この表中に AUC の情報が追記されております。

21 ページの 6. 作物残留試験につきましては、新しいデータも踏まえた修正をしております、国内で栽培される農産物における最大残留値は、だいこんで認められたということでございます。新しいデータも含めて推定摂取量につきましては表 7 の修正も行ったところでございます。

32 ページから食品健康影響評価がございします。今回の経緯、作物残留試験や毒性所見の追記等がございしますが、ADI 等については変更ございません。34 ページに ADI の記載がございしますが、0.011 mg/kg 体重/日ということでございます。

次に、資料 5-3 「フェリムゾン」の第 2 版になりますが、こちらの 7 ページをお願いいたします。7. 開発の経緯にございしますように、このものは殺菌剤でございます。今回、稲への適用拡大申請があったということでございます。

主な変更点といたしましては、次の 8 ページの①血中濃度推移の表 1 に関しまして AUC の情報を追記しております。

それから、9 ページの上の方になりますが、②吸収率について、低用量単回投与群で少なくとも 42.1%、高用量単回投与群で少なくとも 53.9%と体内吸収率が算出されたということが追記されております。

15 ページから 6. として作物等残留試験がございします。(1) 作物残留試験は、新しいデータも踏まえて修正されております、玄米における最大残留値の値が修正されております。

15 ページの(4) 推定摂取量につきましては、新規に項目を起こしまして推定摂取量について整理をしております。

36 ページから食品健康影響評価がございします。今回の経緯等の追記がございしますが、ADI 等については変更なく、37 ページにありますように ADI は 0.019 mg/kg 体重/日ということでございます。

以上の 3 件につきましては、パブリックコメントの手続は行わず、関係機関に通知したいと考え

ております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして御意見・御質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、本3件につきましては、以前の委員会で決定いたしました評価結果と同じ結論、すなわちエスプロカルブの一日摂取許容量を0.01 mg/kg 体重/日と設定する、ノバルロンの一日摂取許容量を0.011 mg/kg 体重/日と設定する、フェリムゾンの一日摂取許容量を0.019 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(6) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」(平成23年8月実施)の結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。

「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』(平成23年8月実施)の結果について」です。

事務局から報告をお願いします。

○北池勸告広報課長 それでは、お手元の資料6-1、資料6-2に基づきまして御報告をさせていただきます。資料6-1が要約版でございます。

昨年の7月25日から8月10日までの間、食品安全モニターの方々470名に調査をさせていただいたものでございまして、有効回答数は388名で、約83%でございます。この調査につきましては、継続的に調査を実施して皆さんの意識の変化を見るところと、その時々状況に応じまして起きている問題につきましてお聞きするというところで、今回は放射線とか生肉に関しまして調査をさせていただいたところでございます。

最初のページのところでございますけれども、日常生活を取り巻く分野別の不安ということで、これも継続的に聞かせていただいているところでございますが、今回、食品安全につきましては、やはり放射線の関係があり、前年に比べて「不安を感じる」、あるいは「ある程度不安を感じる」という方々の割合が少し増加しているという状況でございますし、ほかの項目をみましても結構高

いレベルにあるという状況でございます。

今度は食品の安全性の項目ごとに、「非常に不安である」、「ある程度不安である」というようなものにつきまして項目ごとにお聞きしているものでございます。この3ページのところに、平成16年から毎年の意識の変化のところを書かせていただいております。今回特に今申しましたような不安が高かったというのは、農薬や細菌・ウイルスによる食中毒、放射線のところが非常に高く、特に放射線に関しましては、その不安が約86%ぐらいあったということで、他の項目に対しましても秀でて高かったという状況でございます。

それで、5ページの上のところに、特に放射線に関しまして家族構成で子ども、あるいは高齢者がおられるという状況に応じて不安の度合いに変化があるかどうかをみたものでございますけれども、それにつきましては、5ページの上の表を見ていただいたとおり、基本的に余り差がないということで、子ども、あるいは高齢者の方を含めて非常に高い不安感があったということでございます。

それから、その下に③でございますけれども、放射線に関しまして不安を感じている理由についてお聞きしてございます。これにつきましては、332例ということで、かなり高い割合の方が不安を感じておられて、その理由でございますけれども、一番多いのは、やはり「過去に経験したことのない事態である」ということと、「放射線の健康影響評価について科学者の方々の見解が、様々な御意見があった」ということと、「科学的根拠が納得できない」というのが高い状況でございました。

それから、7ページのところでございますけれども、放射線に関します食品の健康影響評価について、どういう情報源を利用しておられたかというところでございます。これも1位、2位、3位ということで色を変えてございますけれども、全体として一番多いのは、やはり新聞、あるいはインターネットのニュースサイトでございます。それから、その次がテレビということで、3位が食品安全委員会。食品安全委員会のモニターさんにお聞きしているということもございまして、そういう面で、モニターさんへの情報提供がモニターさん内ではかなり重要視されているという状況でございます。

それから、その次、大震災前後の食料品の購入に関する意思決定の変化をお聞きしてございます。9ページのところに意思決定の変化ということで、全体を見据えてございますけれども、40.5%というところが震災前後で変化がないというところでございます。逆に右側の方が震災以降で変化をし、現在も続いているということで、全体的な割合としましては、ほぼそれが同数というような状況でございます。ただ、その表の一番下のところを見ていただきますと居住地別にみておりまして、

東北・関東の方々とそれ以外の方をみていただくと、やはり東北・関東の方は変化の度合いが高く出ておりますし、それ以外の地域については今までのものを続けているという割合が高いという状況でございます。

続きまして、11 ページ、今回生食の関係でリスクの認識度につきましてお聞きしたものでございます。生食についてのリスクにつきましては、重症になることがある、非常に大きなリスクがあるという理解をしておられた方が約7割ということで、かなりの割合の方がやはりリスクを認識されているという状況でございます。

それで、1枚開けていただきまして表が出ています。ちょっと表が見にくくて申しわけございませんが、その表の真ん中辺に、食べたことはないという割合が出ています。これ、上から牛ということで、この中で馬の生肉を食べたことがあるという方が大体65%ぐらいですし、牛が55%、鳥が40%、牛の内臓は37%ぐらいが食べたことがあるという状況でございます。ただ反面、豚に関しましては90%ぐらいの方が食べたことがないということで、そういう割合はかなり種類によって異なります。

ただ、12 ページの下の表を見ていただきますと、リスク認識によって喫食行動に変化があるかどうかをみたものが、その12 ページの下の表でございますが、牛の肉で見ましても、やはりある程度リスクはあると認識しておりましても、やはり食べるという割合につきましては、そのリスクの認知度と余り関係がないということが結果として出ています。それは、そのほかの13 ページに牛の臓器とか馬の肉も載っておりますが、ほぼ同様の傾向でございます。

続きまして14 ページで、そういうリスクがあるという認識が高い割に、どういう理由で生食をするのかというのをお聞きしたところでございますけれども、一番高いものにつきましては、やはり飲食店で提供されるものは安全である、あるいは、鮮度がよければ大丈夫であろう、あるいは、周りの方が食べておられたらというようなことで、やはり外で食べられることに対する安心感が高く出ているというような状況でございます。

15 ページの表に家族構成を聞いておりますが、やはり子どものおられる方に関しては、かなりの方がそういう配慮を考えているという状況でございます。

それから、最後のところのページですが、16 ページで食品安全モニターの方の活動についてお聞きしたものでございます。特に随時報告への所感でございますけれども、やはり85%ぐらいの方が随時報告につきまして一定程度いろいろなやりがいを感じているという状況でございます。

ただ、17 ページのところ、随時報告の作成の所感として、なかなか難しいと感じられる方がやはり6割ぐらいあるという状況でございます。その理由につきましては、やはり報告を書くため

の科学的知見に自信が持てないとか、どういように書いたらいいか分かりにくいというようなお話が出ているところでございます、こういうところの改善のためにも、モニターのブロック会議におきましてそういう説明をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして御質問ございませんか。

○**村田委員** 放射線関係のもので、8ページや9ページあたりですかね。東日本大震災前後の飲食料品の購入等に係る意思決定の変化ということで、4割ぐらいの方が何らかの意味で変化し、現在も続いているとお書きになっているんですけれども、どのような変化なのか、具体的なコメントか何かありますでしょうか。

○**北池勸告広報課長** 変化の内容でございますね。

○**村田委員** 資料6－2を見ればよろしいんですか。

○**北池勸告広報課長** これ、逆に言いますと、問いとして聞いておりますのはこの内容ですけれども、ただ、個別に意見として求めている中にどういう変化ということが少し記述されていると思いましたが、ちょっと見当たらず申しわけございません。アンケートそのものは、これ以上の変化は聞いていません。アンケートそのものは十何問ぐらいのアンケートでございますので、そこまでは確認はしていません。

○**村田委員** では、後ほどで結構です。ありがとうございます。

○**小泉委員長** ほかに質問ございませんか。

○**野村委員** これは私の意見ということですが、14ページの肉の生食の理由の下欄のところをみますと、これは危険だと思いながら食べてしまうという、さっきからの一連の報告と、この理由をみますと、これはやはり事業者を消費者が信頼しているというところに大きな理由があると思う

んですね。この問題については、我々としては消費者へのリスクコミュニケーションと同時に、事業者へのリスクコミュニケーションというのが大変重要だと思いますので、その点は前から申し上げておりますけれども、改めて管理機関とも協力して、事業者へのリスクコミュニケーションを強めていくということが食中毒を防ぐことにつながると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

○小泉委員長 非常に貴重な御意見だと思います。その意味で、今回のモニターの中には事業者の方が割合として多いとおっしゃっていたように思いますがいかがですか。

○北池勸告広報課長 今年のモニターさんのうち、半数の新しいモニターさんを今選考してございますが、通常の方よりも事業所、あるいはその関係団体の方も結構含まれておりますので、そういう方を含めて、今御指摘のようなリスクコミュニケーションというのは心がけていきたいと思っております。

○畑江委員 同じページですけれども、飲食店のお勧めメニューだったと書いてありますよね。問13ですか。これ、調査したのが23年7月25日から8月10日までの間だったので、まだ規則前だったので、その後は変わっている可能性はあるのかと思ったんです。つまり、そのときもう既に危険はみんな知っていたわけですよね。しかし店がお勧めしていたわけですよね。これこそさっきのリスクミが必要という中に入るかと思います。

○北池勸告広報課長 今おっしゃられましたように、これは7月のときの調査でございまして、それ以後の調査はまだ行っておりませんで、例えば新しい規制が導入されて、意識的というか、この店の対応がどういようにな変わっているかということまではまだ把握していないという状況でございます。

○畑江委員 しかし、既にトリミングの方法等、結構言われていましたよね。

○北池勸告広報課長 ただ、食べられた時期では、もう少し幅を広く持って考えられるかというようにも捉えられないかとは思っています。

○小泉委員長　今回、規制後でもいいのですが、同じような調査をする予定はあるのでしょうか。

○北池勸告広報課長　モニタリング調査は年２回でございまして、２回の調査については、今、調査様式を決定する段階でございますので、盛り込めるかどうか、もう一度行ってみます。

○村田委員　最初のほうの３ページを見たんですけれども、全般的な話ですけれども、リスコミのこともあったんですが、平成１６年～平成２２年で、今回と比べると、例えば食品添加物でも農薬でも家畜用抗生物質でも、「大変不安だ」というのがかなり減っているというのがよく分かりますが、これは、やはりリスコミの効果が出たと思うのか、それとも、モニターさんの母集団が少し変わったのか、どちらになるんでしょうか。

○北池勸告広報課長　モニターさんの母集団の変化は、多分今年は少し変化していますが、それまでは余り変化がないということで、ある意味で母集団の割合は余り変わっていないと考えて、全体の意識の変化が少しずつあると考えられるのではないかと思います。

○村田委員　このモニターさんというのは、比較的食品の専門というか、詳しい方の集団で、そういう効果があったのかと思いますけれども、一般消費者というか、普通の方もどのようにこれが変化しているのかというのも一緒に併せてみるとおもしろいのかと思いました。

○北池勸告広報課長　分かりました。なかなかこういう調査は難しいところがございますので、他の機関が行っていることも含めて考えたいと思います。

○小泉委員長　同じ調査をしているかどうか分かりませんが、以前、国政モニターの方を一般人として比較していることがありましたね。

○北池勸告広報課長　総務省かどこかが行われている調査でございますね。

○小泉委員長　以前行っていた国政モニターですね。

○北池勸告広報課長　分かりました。そこは、以前行っていた、合致する項目があるかどうかにつ

きましては、調べまして比較をさせていただきたいと思いますが、また御報告させていただきます。

○小泉委員長 ほかに御質問ございませんか。

○熊谷委員 質問ではないのですが、不安であるというポピュレーションが減ってきているというのは、必ずしもリスコミの成果とは言えないのかもしれないと思うのは、例えば BSE ですね。それからクローン牛もそうですが、要するに、メディアの取組み回数が少ないと不安が減ってくるという、連動しているのではないかと読み取れますので、必ずしもリスコミのせいではないだろうと考えます。

○小泉委員長 おっしゃるとおりかもしれません。

ほかに御質問ございませんか。

この図の見方をちょっと教えてほしいのですが、5 ページの放射性物質を含む食品の影響について不安を感じている理由というので、テレビとか何かいうのがありましたね。

○北池勸告広報課長 テレビは 7 ページです。

○小泉委員長 これで第 1 位、第 2 位、第 3 位というのがありますね。これは、例えば新聞を見ている人は第 1 位が少ないけれども、テレビを見ている人は第 1 位が多いというのは、この第 1 位というのは何でしょうか。

○北池勸告広報課長 アンケートをとるときに、情報源としての順位をアンケートの方に、「1 番は何ですか」、「2 番は何ですか」というのをお聞きしまして、その割合を積み上げたものでございまして、必ずしも上と下とが連動しているというわけではありません。

○小泉委員長 そうすると、第 1 位は何ですか。

○北池勸告広報課長 テレビですね。

○小泉委員長 テレビですか。第2位は新聞ですか。

○北池勸告広報課長 第1位と書かれた中で一番多いのはテレビです。

○小泉委員長 多いですね。

○北池勸告広報課長 これが第1位と書かれた人の割合です。

○小泉委員長 テレビを第1位と書いた人の割合ですか。

○北池勸告広報課長 そうです。

○小泉委員長 そうすると、第2位は新聞ですね。

○野村委員 例えば、こういう設問になればテレビが一番上に来るんですよね。「あなたの最も重要な情報源は、あるいは最も利用頻度の高い情報源は何ですか」ということだけを聞けば、テレビが一番上に来て、その次に新聞、食品安全委員会と、こういう順番になるという意味ですね。

○小泉委員長 多分そうでしょうね。だから、確率的にみると、第1位をテレビと書いている人が半分ぐらいいますよね。

○野村委員 そういうことですね。

○小泉委員長 そうすると、テレビからの情報のほうが新聞よりは多いのではないかというような気がします。感覚的かもしれませんが。ほとんど「テレビから」を第1位であげている割合が、食品安全委員会からみると非常に多いのではないですか。

○北池勸告広報課長 そこは確かに少し差があるような感じはしますね。

○小泉委員長 圧倒的に1位にテレビをあげている人が多いと思うのですが、これ、1番は新聞で

はないですね。

○北池勸告広報課長　そうです。1 番はテレビで 2 番が新聞ということです。

○小泉委員長　そうですね。

○北池勸告広報課長　昨年度は第 1 位だけを聞いていたんです。「一番利用したのは何ですか」と聞いていたときは、そのときは、昨年が一番高いのは新聞でして、テレビはその次になっていましたね。そういう意味で、この 1 位、2 位、3 位ということで積み上げることによって、委員長がおっしゃられましたように重さが少し出にくくなったかもしれませんので、そこはもう少し工夫するようにいたします。

○小泉委員長　分かりました。
ほかに御質問ございませんか。

(7) その他

○小泉委員長　ほかに議事はございますか。

○井原総務課長　特にございません。

○小泉委員長　それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、来週 3 月 1 日木曜日、14 時から開催を予定しております。

また、本日、16 時から「化学物質・汚染物質専門調査会幹事会」が公開で、来週 27 日月曜日、9 時 30 分から「プリオン専門調査会」が公開で、14 時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、28 日火曜日、10 時から「微生物・ウイルス専門調査会」が公開で、29 日水曜日、10 時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 420 回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。